平成２９年（フ）第２７８号
福岡県中間市大辻町12番１－101号　メモリープラザ中間
債務者　小田　た美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９３号
北九州市小倉南区田原新町１丁目17番13号（105）
債務者　吉田　美久
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３１号
函館市中道２丁目26番31号　ティーハウス201
債務者　野邉　慶将
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
福岡県京都郡苅田町若久町２丁目18番地６（サンヒルズ若久203号）
債務者　中村　晃士
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
北九州市門司区下二十町７番５－508号
債務者　吉岡由佳子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９５号
北九州市小倉北区大畠１丁目７番11号
債務者　中野　龍已
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２７４号
北九州市若松区本町１丁目１番２号
債務者　野尻　由江
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３９号
相模原市中央区田名7084番地１　Ｃｏｔｔｏｎ　Ｒｏｓｅ　参番館203
債務者　長谷　　航
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８４号
相模原市南区上鶴間４丁目４番30号　メゾン・ド・モア111号
債務者　梅津　秀子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８５号
神奈川県座間市東原２丁目２番33号　コトー・エピⅡ101号
債務者　杉野みゆき（旧姓梶浦）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８７号
相模原市中央区清新２丁目10番15号　サンコーポ相模原105
債務者　齋木由香利
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９４号
相模原市緑区二本松２丁目43番８号
債務者　吉浜　　正
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７５号
長野市差出南１丁目12番15号　山田荘Ｄ棟201
債務者　小笠原今日子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
さいたま市見沼区大字風渡野661番地１　ビレッジ本田２　302号
債務者　菅原　宏美
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目４番23号　ハイム朝霞103号室、旧住所埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番２－605号
債務者　大港　富久
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７７号
さいたま市岩槻区府内２丁目27番７－101号
債務者　岩脇ちや子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２１号
さいたま市西区大字西遊馬1813番地１　西遊馬団地２－408
債務者　月城　国仁
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係